

呉市建設工事成績評定活用要領

(目的及び趣旨)

第1条 呉市が発注した建設工事における良好な品質の確保及び技術力に優れた地元企業を育成するため、呉市請負工事成績評定要領(平成26年5月13日実施。以下「成績評定要領」という。)の規定に基づく工事成績評定結果に係る措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事成績評定点」とは、成績評定要領により評定された点数をいう。

(工事成績評定点が低い工事に対する取扱い)

第3条 工事成績評定点が低い工事に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 工事成績評定点が50点以上59点以下の工事が発生した場合(次号に規定する場合を除く。)

ア 技術監理室長は、直ちに当該工事担当部長及び財務部長に文書で通知する。

イ 通知を受けた部の工事担当課長は、当該工事の受注者の責任者(代表者、支店長又はこれと同等の立場の者をいう。以下同じ。)に出頭を求め、技術監理室長及び当該検査員の立会いの下、事情の聴取を行った後、嚴重に注意するとともに受注者から始末書を徴取する。

ウ 当該工事担当課長は、工事成績評定点が低い原因等の調査分析をし、てん末書を作成する。

エ てん末書及び始末書は、当該工事担当課長が担当副市長まで供覧に付した後、技術監理室長に送付するとともに財務部長にその写しを送付する。

(2) 前号に規定する工事に係る取扱いの後、同一の受注者によって、当該工事の工事成績評定の通知日から12か月以内に再び工事成績評定点が50点以上59点以下の工事が発生した場合

ア 技術監理室長は、直ちに当該工事担当部長及び財務部長に文書で通知する。

イ 通知を受けた工事担当部長及び工事担当課長は、当該工事の受注者の責任者に出頭を求め、技術監理室長及び当該検査員の立会いの下、事情の聴取を行った後、嚴重に注意するとともに受注者から始末書を徴取する。

ウ 当該工事担当部長は、工事成績評定点が低い原因等の調査分析をし、てん末書を作成する。

エ てん末書及び始末書は、当該工事担当課長が担当副市長まで供覧に付した後、技術監理室長に送付するとともに財務部長にその写しを送付する。

オ 呉市入札参加資格者指名停止要綱(平成9年4月1日実施。以下「指名停止要綱」という。)別表第8項第2号に規定する工事成績が著しく不良であると認められるときに該当するものとし、指名停止の対象とする。

(3) 前号の規定は、工事成績評定点が49点以下の工事が発生した場合について準用する。この場合において、前号中「前号に規定する工事に係る取扱いの後、同一の受注者によって、当該工事の工事成績評定の通知日から12か月以内に

再び工事成績評定点が50点以上59点以下」とあるのは、「工事成績評定点が49点以下」と読み替えるものとする。

(優良成績者表彰)

第4条 工事成績評定点が高い工事を完成した者を優良成績者として表彰する。

2 工事成績評定点が80点以上84点以下の被表彰者を「優良成績者」、工事成績評定点が85点以上の被表彰者を「優秀成績者」とする。

(表彰の対象者)

第5条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行うものとする。

(1) 呉市建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 対象工事を受注し、表彰をする年度の前年度に完成した者で、その工事成績評定点が80点以上の工事があったもの。ただし、共同企業体を構成し施工した場合は、その構成に係る出資比率が20%以上の者。

(欠格事項)

第6条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰を行わない。

(1) 表彰をする年度の前々年度の当初から表彰をする日までの間において、呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置、呉市契約規則第3条第5項の規定により入札参加者資格の取り消し又は停止の措置、又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定による入札に参加させない措置を受けた者

(2) 対象工事を受注し、表彰をする年度の前2年度に完成した者で、その工事成績評定点が59点以下の工事があったもの

(3) 前各号に規定する者のほか、表彰することが不相当であると認められる者

(表彰審査委員会)

第7条 第4条の規定による表彰について、その可否を審査するため、呉市優良成績者表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員長は、審査において必要があると認めるときは成績評定要領第3条の規定に基づく工事成績の評定者に出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、都市部技術監理室において処理する。

(被表彰者の決定)

第9条 市長は、委員会が行う審査の結果に基づき、被表彰者を決定する。

(被表彰者への通知)

第10条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し、建設工事優良成績者決定通知書(様式第1号)により通知する。

(表彰の方法)

第11条 表彰は、市長が被表彰者に表彰状等を授与して行う。

2 被表彰者は、表彰を辞退できるものとする。

(被表彰者の公表)

第12条 被表彰者は、表彰をする年度において、会社名等を公表したたえる。

2 公表の方法は、呉市ホームページ等への掲載により行うものとする。

3 被表彰者は、公表を辞退できるものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から実施する。

平成28年4月1日実施の「呉市建設工事成績評定活用要領」は廃止する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、平成28年4月1日以降に契約する工事から適用し、同日前に契約した工事については、なお従前の例による。

3 この要領に定める表彰の開始年度は、平成29年度とする。

ただし、平成29年度に行う表彰に限り、第6条第1号中「前々年度」とあるのは「前年度」と、及び同条第2号中「前2年度」とあるのは「前年度」と読み替えて同条の規定を適用する。

改正 平成31年4月1日

改正 令和2年4月1日

改正 令和3年4月1日

改正 令和5年4月1日

別表（第7条関係）

区 分	職 名
委員長	建設担当副市長
委員	財務部長 産業部長 産業部農林水産担当部長 土木部長 技術部長 技術監理室長

